

平成24年度 教養原論
社会生活と法（副：法と社会）（序）

Welcome Aboard

神戸大学大学院法学研究科
丸山英二

<http://www2.kobe-u.ac.jp/~emaruyam/law/genronhandouts.html>

本講義の目的

- ◆ 法的検討を行う能力の習得とその問題点の理解
- ◆ 生命倫理的問題の理解と検討の視点の習得

法的検討を行う能力の習得

- ◆ 民法（医療事故の法的責任、インフォームド・コンセントなどで詳述）
- ◆ 刑法（医療事故の法的責任、臓器移植、終末期医療などで詳述）
- ◆ 民事訴訟法・刑事訴訟法
- ◆ 行政法
- ◆ 個人情報保護法
- ◆ 医療関係諸法
医療法、医師法、保健師助産師看護師法、薬事法、
臓器移植法、母体保護法、死体解剖保存法、など

生命倫理的問題の理解と検討の視点

- ◆ 技術の進歩
医療・医学の進歩——個人
・ 感染症罹患やそれによる死亡の減少
・ がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病
公衆衛生の進歩——社会・人々
・ 天然痘の撲滅（世界）
・ 蚊・はえ・ゴキブリの減少
・ 清浄な上水道

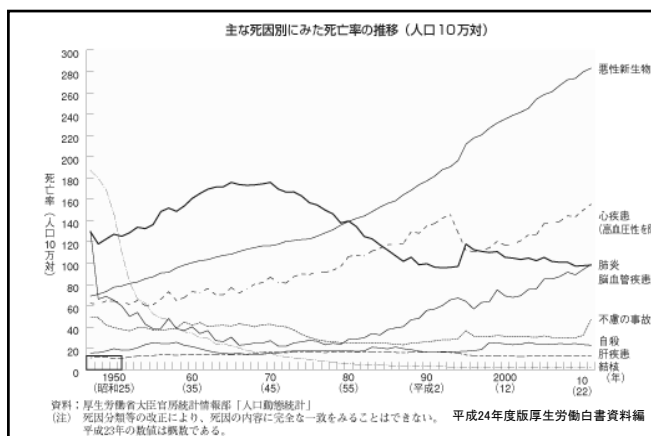
がん

第1位の死因としての悪性新生物

治療の困難性

がんの病名告知

可否とそのあり方の問題



技術の進歩による悩みと負担

◆生命の始まりにおいて

- ・生殖補助医療技術 (Assisted Reproductive Technology)
 - ・人工授精
 - AIH (Artificial Insemination with Husband Semen)
 - AID (Artificial Insemination with Donor's Semen)
 - ・体外受精・胚移植 (In Vitro Fertilization and Embryo Transfer)
 - 夫婦間
 - 第三者から提供された配偶子によるもの
 - 低い妊娠率・生産率、高額のコスト
 - 大きな精神的負担、身体的負担

技術の進歩による悩みと負担

◆生命の始まりにおいて

- ・生殖補助医療技術 (Assisted Reproductive Technology)
 - ・人工授精
 - AID (Artificial Insemination with Donor's Semen)
 - ・体外受精・胚移植 (In Vitro Fertilization and Embryo Transfer)
 - 第三者から提供された配偶子によるもの
 - 親と遺伝つながりのない子の出生 (親と似ていない子)
- ・子の出自を知る権利
 - 自分はどのように生まれたのか？ 遺伝的なつながりは？
- ・通常の性生活で妊娠ができない場合ARTを利用するか？

技術の進歩による悩みと負担

◆生命の始まりにおいて

- ・出生前診断 (Prenatal Diagnosis)
 - ・障害を持つ児の出生を回避するための技術の開発
 - 羊水検査・診断、絨毛検査・診断、胎児血診断 (侵襲度大)
 - 母体血清マーカー、母体血 cell-free DNA 胎児染色体検査
 - 超音波検査 (項部肥厚 = nuchal translucency, NT)
 - ・児の障害を理由とする人工妊娠中絶の可否
- ・以前であれば生まれてから判明、その後に対応
- ・回避の方法の存在→利用するか、しないか？
 - 妊婦検診の超音波検査における意図しない発見の問題

技術の進歩による悩みと負担

◆生命の過程において

- 臓器移植
 - ・生体臓器移植
 - 家族・親族からの移植用臓器の提供
 - ドナーに対する負担、リスク
 - レシピエントのリスク、負担
 - ・死体臓器移植
 - 死体からの移植用臓器の摘出
 - 新鮮な臓器の摘出→脳死は人の死か？

技術の進歩による悩みと負担

◆生命の終期において

- 生命維持治療技術 (栄養・水分補給も含めて) の進歩 → 延命できる期間の延長
- 他方、人はいつまでも生きられるという訳でもない
- いつまで延命を図るか？
 - 早すぎる治療中止？
 - 本人の意図に沿わない延命？

生命倫理の4原則

(1) 人に対する敬意 (respect for persons)

- 自己決定できる人については、本人の自由意思による決定を尊重する。
- 自己決定できない人 (子ども、精神障害者・知的障害者) については、人としての保護を与える。

生命倫理の4原則

(2) 危害を加えないこと (nonmaleficence)

➤ 患者・被験者に危害を加えないこと。

(3) 利益 (beneficence)

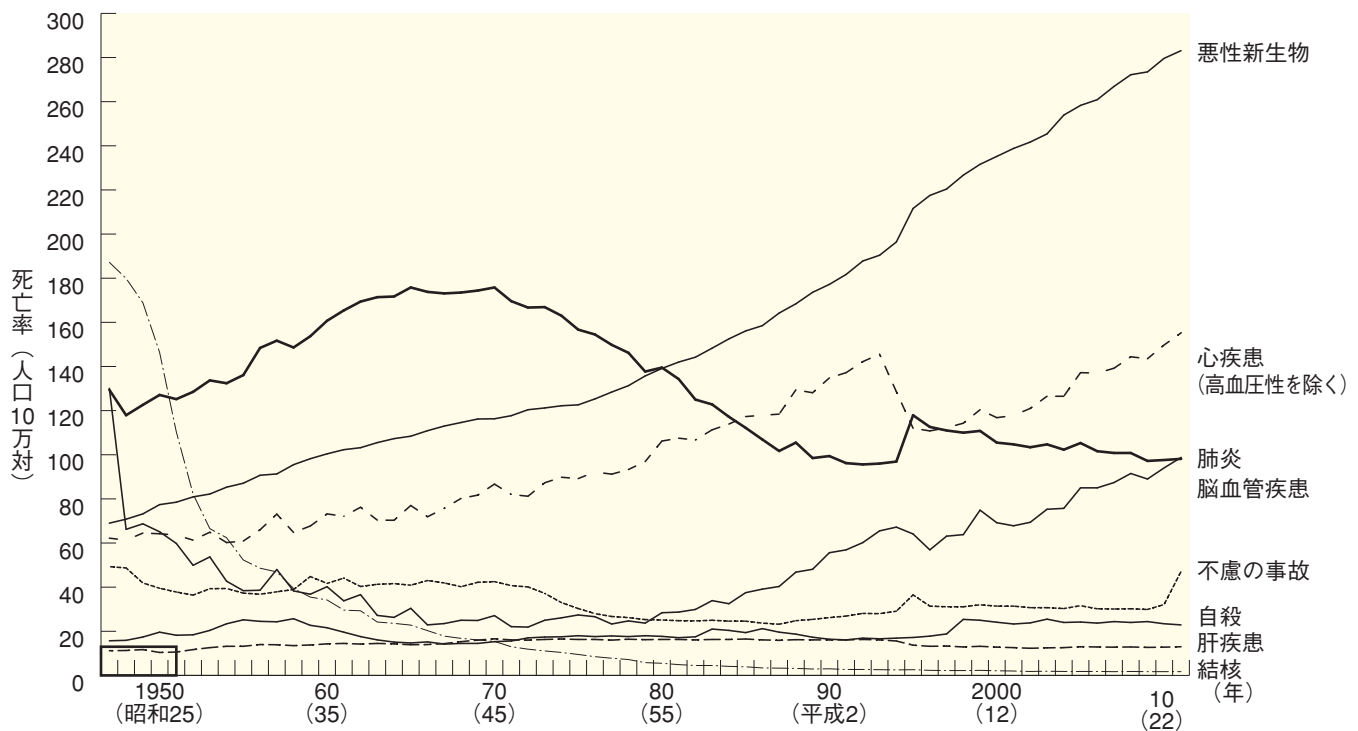
➤ 患者・被験者の最善の利益を図ること。

(4) 正義 (justice)

➤ 人に対して公正な処遇を与えること。

配分的正義 (利益・負担) ・補償的正義

主な死因別にみた死亡率の推移（人口10万対）



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

（注）死因分類等の改正により、死因の内容に完全な一致をみることはできない。
平成23年の数値は概数である。

年 次	悪性新生物	心疾患 (高血圧性を除く)	肺炎	脳血管疾患	不慮の事故	自殺	肝疾患	結核
1899 (明治32) 年	44.7	48.6	99.8	170.5	50.1	13.7	...	155.7
1910 (明治43)	67.1	65.0	142.1	131.9	44.7	19.1	17.2	230.2
1920 (大正 9)	72.6	63.5	313.9	157.6	46.8	19.0	20.2	223.7
1930 (昭和 5)	70.6	63.8	156.8	162.8	40.8	21.6	16.2	185.6
1940 (昭和15)	72.1	63.3	154.4	177.7	39.5	13.7	12.3	212.9
1950 (昭和25)	77.4	64.2	65.1	127.1	39.5	19.6	10.4	146.4
1960 (昭和35)	100.4	73.2	40.2	160.7	41.7	21.6	14.3	34.2
1970 (昭和45)	116.3	86.7	27.1	175.8	42.5	15.3	16.6	15.4
1975 (昭和50)	122.6	89.2	27.4	156.7	30.3	18.0	16.3	9.5
1980 (昭和55)	139.1	106.2	28.4	139.5	25.1	17.7	16.3	5.5
1985 (昭和60)	156.1	117.3	37.5	112.2	24.6	19.4	16.5	3.9
1990 (平成 2)	177.2	134.8	55.6	99.4	26.2	16.4	16.1	3.0
1995 (平成 7)	211.6	112.0	64.1	117.9	36.5	17.2	13.7	2.6
1997 (平成 9)	220.4	112.2	63.1	111.0	31.1	18.8	13.3	2.2
1998 (平成10)	226.7	114.3	63.8	110.0	31.1	25.4	12.9	2.2
1999 (平成11)	231.6	120.4	74.9	110.8	32.0	25.0	13.2	2.3
2000 (平成12)	235.2	116.8	69.2	105.5	31.4	24.1	12.8	2.1
2001 (平成13)	238.8	117.8	67.8	104.7	31.4	23.3	12.6	2.0
2002 (平成14)	241.7	121.0	69.4	103.4	30.7	23.8	12.3	1.8
2003 (平成15)	245.4	126.5	75.3	104.7	30.7	25.5	12.5	1.9
2004 (平成16)	253.9	126.5	75.7	102.3	30.3	24.0	12.6	1.8
2005 (平成17)	258.3	137.2	85.0	105.3	31.6	24.2	13.0	1.8
2006 (平成18)	261.0	137.2	85.0	101.7	30.3	23.7	12.9	1.8
2007 (平成19)	266.9	139.2	87.4	100.8	30.1	24.4	12.8	1.7
2008 (平成20)	272.3	144.4	91.6	100.9	30.3	24.0	12.9	1.8
2009 (平成21)	273.5	143.7	89.0	97.2	30.0	24.4	12.7	1.7
2010 (平成22)	279.7	149.8	94.1	97.7	32.2	23.4	12.8	1.7
2011 (平成23)	283.1	154.4	98.8	98.1	47.2	22.9	13.0	1.7

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

（注）平成23年の数値は概数である。